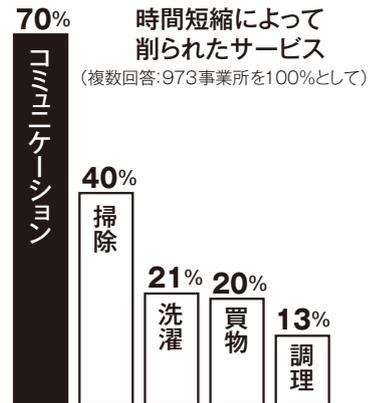


## 2 生活援助の見直しを撤回し、 利用者が安心して生活できるよう内容を拡充すること

報酬改定により、生活援助を中心とする訪問介護のうち、「60分」が「45分」に削られました。

生活援助の時間が短くなり、利用者の日常生活にさまざまな困難が生じています。中央社保協などが実施した介護アンケートの結果からも明らかです。時間短縮によって削られたサービスとして「コミュニケーション」が7割にもなり、(グラフ参照)、独居高齢者や障害高齢者にとって大切な会話やコミュニケーションが削られ、情緒不安定を訴える割合が3割近くにもなるなどの影響が出ています。

「時間の短縮か、報酬の減額」かの選択を、利用者と事業者に強制し、両者を分断することにつながります。生活援助の見直しを撤回し、必要な援助を安心して受けられるように改善すべきです。



## 3 国の責任で、施設の人員配置基準の引き上げや 抜本的な処遇改善を実施すること

介護の担い手である介護事業所、介護従事者の実態も深刻です。全産業者平均の7割にとどまる給与水準、高い傾向にある離職率、慢性的な現場の人手不足など、厳しい状況が続いています。

これからの高齢化に伴い、介護の需要が急増していく中、介護の担い手を増やしていくことは、国をあげ

て取り組まなければならない課題です。

施設の人員配置基準を引き上げるなどの施策で、介護で働く人を増やし、さらに、介護に働くすべての職員を対象にした実効ある処遇改善策を、緊急に実施すべきです。

## 4 利用料負担の2割化、 軽度者の切り捨て等の検討をやめること

「社会保障制度改革推進法」のもとに設置された「社会保障制度改革国民会議」は、医療、介護、年金、子育て対策(保育)にかかわるサービス切り下げや国民負担増などの施策について、「適正化」の名のもとに検討を進めています。特に、医療、介護分野については、4月19日、22日と集中審議を行いました。

介護については、「利用料負担の2割化」「居住費引き上げ」「ケアプラン作成の有料化」「軽度者の切り捨て」などがねらわれており、改悪の検討を一刻も早くやめることと、「推進法」そのものの廃止が求められています。

私たちは、介護に働くすべての職員が  
生き生きと働き続けられるよう、  
国の責任で介護保険制度を緊急に改善することを要請します。



**中央社保協** (中央社会保障推進協議会)

〒110-0013 東京都台東区入谷1-9-5 日本医療労働会館5階  
TEL.03-5808-5344 FAX.03-5808-5345 <http://www.shahokyo.jp/>